

昭和二十五年八月十八日
閣議決定案

けい船予備員の給與に充てるべき補助金の交付に関する政令
内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十
年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（補助金の交付）

第一條 政府は、船舶所有者（船舶共有の場合には船舶管理人、船舶賃
借（期間上）船を含む。）の場合には船舶借入人とする。以下同じ。
一がその船舶をけい船した場合に船舶運航令（昭和二十五年政令第四
十八号）又は低性能船舶買入法（昭和二十五年法律第三十四号）附則
第三項の規定によりけい船補助金を交付する場合には
第三項の範囲内で、その者に対し、けい船の際現に当該船舶の乗組員
、予算の範囲内で、それぞれに就いてそれぞれ下欄の員数の職
であつた船員のうち、別表上欄の区分に従いそれぞれ下欄の員数の職
員及び船員を除いたもの（船舶所有者が運輸省令で定める基準に従い
これらの者と自己の雇用する他の船員とを交替させた場合においては

、これらの船員）（以下「けい船予備員」という。）のけい船した期
間に応ずる給與に相当する額の補助金を交付することができる。

2 前項の給與の種類及び範囲は、運輸省令で定める。

（補助金の還付）

第二條 運輸大臣は、船舶所有者が虚偽の申請に基き、前條の補助金の
交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部の還付を命ずること
ができる。この場合において、特にゆゑを述べべき事由がある場合の
外、その後は、当該船舶所有者に対し同條の補助金の交付をしない。

（報告の徴収）

第三條 運輸大臣は、この政令の施行を確保するため必要があると認め
るときは、船舶所有者から、船員の雇用、乗下船及び給與に関し必要
な報告を徴することができる。

（検査）

第四條 運輸大臣は、この政令の施行を確保するたため必要があると認め

- るときは、その職員に船舶所有者の事務所又は船舶に臨んで、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 当該職員は、前項の規定により検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならぬ。
- 3 第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この政令は、公布の日から起行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

別表

総トン数二千トン未満の船舶	職員二人及び属員二人
総トン数二千トン以上三千五百トン未満の船舶	職員二人及び属員四人
総トン数三千五百トン以上五千トン未満の船舶	職員三人及び属員六人
総トン数五千トン以上の船舶	職員三人及び属員七人

裏面白紙

理由

連合国軍最高司令官の要求に基き、けい船された船泊の予備員の給與に充てるべき補助金を船泊所有者等に交付するための措置を講ずる必要があるからである。

(参考)

連合軍最高司令官

總司令部

AG三〇四(一一一五三〇)BSS/PF

SOAPIN・七一六九IA

一九三〇年五月一日

覚書宛先 日本政府

件名 予備船員に関する支給

- 一、 現に法令に定める支給額の外日本政府は、総屯数八〇〇屯以上の船舶の所有者に対し、その船舶の乗組員にして、船舶の稼働中は通常之に乗船勤務するも、船舶が乗船補助金を受けている間はかかる勤務に服さない者に対する公認の割引給與に相当する額を支給することが出来る。
- この支給は実際に船員に交付した公認の割引給與額についてのみ行い船主の所得となるものは一切之を支給してはならない。
- 二、 本指令の実施に關し總司令部經濟科学局と日本政府間とにおいて直接連絡することを許可する。

准 將

高級副官

K・B・ブツシュ

鉄鋼業及び石炭礦業合理化施策要綱

昭二五、七、二九
通商産業省

一、目的

国内炭価水準特に原料炭等の特殊炭の価格水準が国際水準に比し相当に割高であることが鉄鋼業を始め重要産業の自立化を妨げ、価格差補給金の撤廃乃至削減後の輸出採算を極めて困難にしてゐる現狀に鑑み、昭和二十八年を目標として輸出産業及び基礎産業として最も重要な鉄鋼業の合理化施策を強力に推進すると共に石炭礦業合理化についての諸施策をも同時に推進して、炭価水準の引下げを図り、右目標年次に於いては両産業の努力と相俟つて、日本産業自立態勢の基礎を整えることを目的とする。

二、目的達成の為に必要な施策

鉄鋼業及び石炭礦業は生産性の向上、間接費作業費の大幅切下げ、品質の向上等夫々企業経営の全般に亘りあらゆる合理化努力を集中するものとし、これと併行して左の施策を行う。

(1) 合理化資金の確保とそれに付ての低金利措置
両産業の合理化に必要な資金に付ては、その確保を圖ると共に企業の利子負擔を軽減する如き措置を講ずる。

なお合理化資金に付ては夫々両産業に於いて効率的に使用されるよう特に配慮を行う。

(2) 復金借入金に付ては極力利子引下げを促進すると共にその回収は合理化の進捗狀況その他企業の実情に依りて彈力的に実施する。

(3) 外国機械、外国技術の輸入に付て外貨資金の重点的割当等優先的取扱を行う。

(4) 炭礦の機械化推進の爲、炭礦機械で試験的に使用せしめる必要のあるものに付ては、国家的助成を行う。

(5) 炭礦向電力に付て他産業に重大な影響を與えない範圍に於て逐次基準料金による割当増加を図る。

(6) 炭価の値下り、輸送の合理化と相俟つて輸送費の可及的軽減を図る。

(7) 屑鉄対策を強化し其の必要量を確保すると共に鉄鋼業に於ける重油使用量の拡大を図る。

(8) 右諸施策の効果を確実にするため低価格の外国原料炭、発生炉炭等の輸入確保を図る。

(9) 右の諸施策の強力な実施と両産業の合理化努力を促進する爲に主要炭礦、工場の合理化について調査指導を行う。

裏面白紙

三、經過的措置

右の如き諸施策によつて鉄鋼業及び石炭産業の合理化を急速に実現するが、經過的に必要な場合に於いては鉄鋼業に対し助成措置を考慮する。

以上

(注意) 第三項「經過的措置」は当分の間新聞等で発表しないこと。

「参考」

- 一、鉄鋼業、石炭産業合理化効果表
- 二、産業合理化審議会答申「鉄鋼業及び石炭産業の合理化について」(昭和二十五年六月二十七日閣議報告)

裏面白紙

三、経過的措施

右の如き諸施策によつて鉄鋼業及び石炭産業の合理化を急速に実現するが、経過的に必要な場合に於いては鉄鋼業に対し助成措置を考慮する。

以上

「参考」

- 一、鉄鋼業、石炭産業合理化効果表
- 二、産業合理化審議会答申「鉄鋼業及び石炭産業の合理化について」(昭和二十五年六月二十七日閣議報告)

一、合理化施策の必要性

わが国全産業の基盤を為す石炭価格に付ては、これが国際価格に較べて極めて割高であり、この高価格が鉄鋼始め各産業の自立化に重大な影響を與えてゐることはわが国産業合理化見逃ことの出来ない事実であつて特に石炭価格が、その主要部分を占めてゐる鉄鋼価格に付てはその影響が重大であると言ふことが出来る。

即ち鉄鋼価格に付ては本年七月以降その価格差補給金が削減乃至撤廃された結果、各種鋼材価格は国際価格を大幅に上廻ることになり、その影響は現在の一時的な市況の活潑化にも拘らずやがて鉄鋼に対する有効需要の圧迫、鉄鋼素材輸出の悪化となつて漸次鉄鋼業自体を非常な困難に導びくのみならず機械産業、特に輸出機械、船舶車輛等に対して重大な脅威を與えることとなることは明かである。

従つて先ず全産業の基盤である石炭産業を極度に合理化して、その価格を可及的に国際価格に等寄せると共に、鉄鋼業に付ても炭價の値下りと相俟つて鉄鋼業自体の合理化を強力に推進してその価格を国際水準迄引下げることが此の際極めて緊要なことであり、此の石炭、

鉄鋼両基礎産業を先ず合理化することが即ち日本産業自立化の基礎であり先決要件であると言ふことが出来るのである。

二、本問題に付ての産業合理化審議会答申の要旨及び審議経過

本問題に付ては各方面に於いて既に数ヶ月の間検討されて来たのであるが通商産業省として、その所管に属する産業合理化審議会に於いて、両産業界の代表者は勿論、各方面の権威者を網羅して本年四月以降、総合的且つ専門的立場から慎重な審議が行はれ、其の結論として過る六月二十七日の閣議に報告した如き答申書が提出されるに至つたのである。

即ち、先ず鉄鋼業に付て、現状設備に於ける合理化の余地を検討すると共に、その上に立つて設備改善による合理化計画を策定し、此の合理化の最終的效果を基礎として、鉄鋼価格を国際価格に等寄せする為に必要な炭價を逆算してこれを目標炭價として設定する一方、これと併行して石炭産業合理化三ヶ年計画を総合的且専門的立場から分析検討してその合理化効果を確認し最後に此の両産業の合理化計画から導き出される結論を綜合して答申書の内容とするに至つたのである。

即ち此の答申書によると両産業は夫々昭和二十八年度を目標に生産性の向上、間接費、作業

質の大幅切下げ、品質の向上等企業自体のあらゆる合理化努力を行うことによつて鉄鋼に付
ては鉄鉄三三弗、鋼材（棒鋼）六〇弗、石炭に付ては原料炭送炭原価約二、八〇〇円程度と
なつて略々国際水準に迄近づくと誤であるが、この為には政府としても両産業の合理化を促進
するに必要な諸施策を講ずると共にこれと併行して、現在企業の重大な負担となつてゐる如
き特殊な事情に付て、出来る限りこれを緩和する等合理化を促進する様な環境を大いに育成
することを強く要望してゐるのである。

通産省としては右の合理化審議会の答申に基いて政府の施策として取上くべきものを検討し、
経済安定本部、大蔵省、逓達省等関係各省と充分協議の上更に次官會議に諮り本日提案した
「鉄鋼業及石炭産業合理化施策要綱」として取纏め閣議の決定を伺うに致つた次第である。

三、政府施策の概要

本要綱中問題となる点及び他産業との関係等に付て簡単に述べると次の如くである。
先ず合理化資金の確保であるが、合理化資金に付ては昭和二十七年末迄の需要額として鉄鋼
業四二〇億円、石炭業四〇〇億円と計算され各年略一三〇億乃至一五〇億円であるが、こ
れは本年度に於ける両産業の設備資金調達予想から見て夫々三〇乃至四〇億円程度の増加であ

るので其の確保は政府の施策と企業の努力によつて達成し得るものと考えられるのである。
企業の利子負担軽減に付てはこれを一般金利問題ともからめて特段の措置を考へる必要があ
る。

又復金関係の事項は石炭産業の重大な負担となつてゐる上に石炭国管実施の際に於ける特殊
の事情もあつたので特別の考へを払はんとするものである。

次に炭礦向電力の基準料金による割当増加であるが、合理化審議会の答申によると昭和二十
八年度に於いては平均送炭原価で現在より約八〇〇円の低下をみる事になつてゐるのであ
つて此の場合火力電力料金に付ての全般的な引下げが見込み得ることは言う迄もない。昭和
二十八年度に於ける炭礦向電力需要は合理化による電力原単位の低下と相俟つて年間約二六
億^{KWH}の程度と推定され、其の内約九割に当る一、四億^{KWH}程度が基準外料金と考へられるので
あつて仮に此の程度（昭和二十五年一四億^{KWH}程度）の基準外料金電力を全量基準料金にす
るとしても其の間に於ける水力電源の増強火力発電設備の整備更新、更に石炭価格の低下に
よつて他産業に殆ど影響を與えないものと言ふことが出来る。従つて本文にある通り合理化
による炭石の値下り状況等とも 合わせ「他産業に重大な影響を與えない範囲に於いて」逐
次基準料金による割当増加を図らんとするのである。

第四に鉄鋼向石炭輸送費の軽減であるが、これ亦炭価の値下りによる鉄道、海運輸送費の軽減
合理化の観点からする輸送補助施設の整備強化と相俟つて其の可及的軽減を図り度い趣旨であ
る。

次に外国原料炭等の輸入確保と合理化の調査指導措置であるが、いづれも此等全体の施策が物資
再統制乃至価格再統制を前提としないものである為、斯る措置によつて鉄鋼業及び石炭礦業
の合理化を自由経済の建前に於いて促進調整すると共に資金の効率的な使用等、政府としても責
任を以て其の実施に当らんとするものである。

最後に経過的措置としての鉄鋼業に対する助成措置の考慮であるが、此の問題は審議会の答申
によると両産業が夫々自立態勢を整える迄の期間は必要であるとの結論に達してゐる。

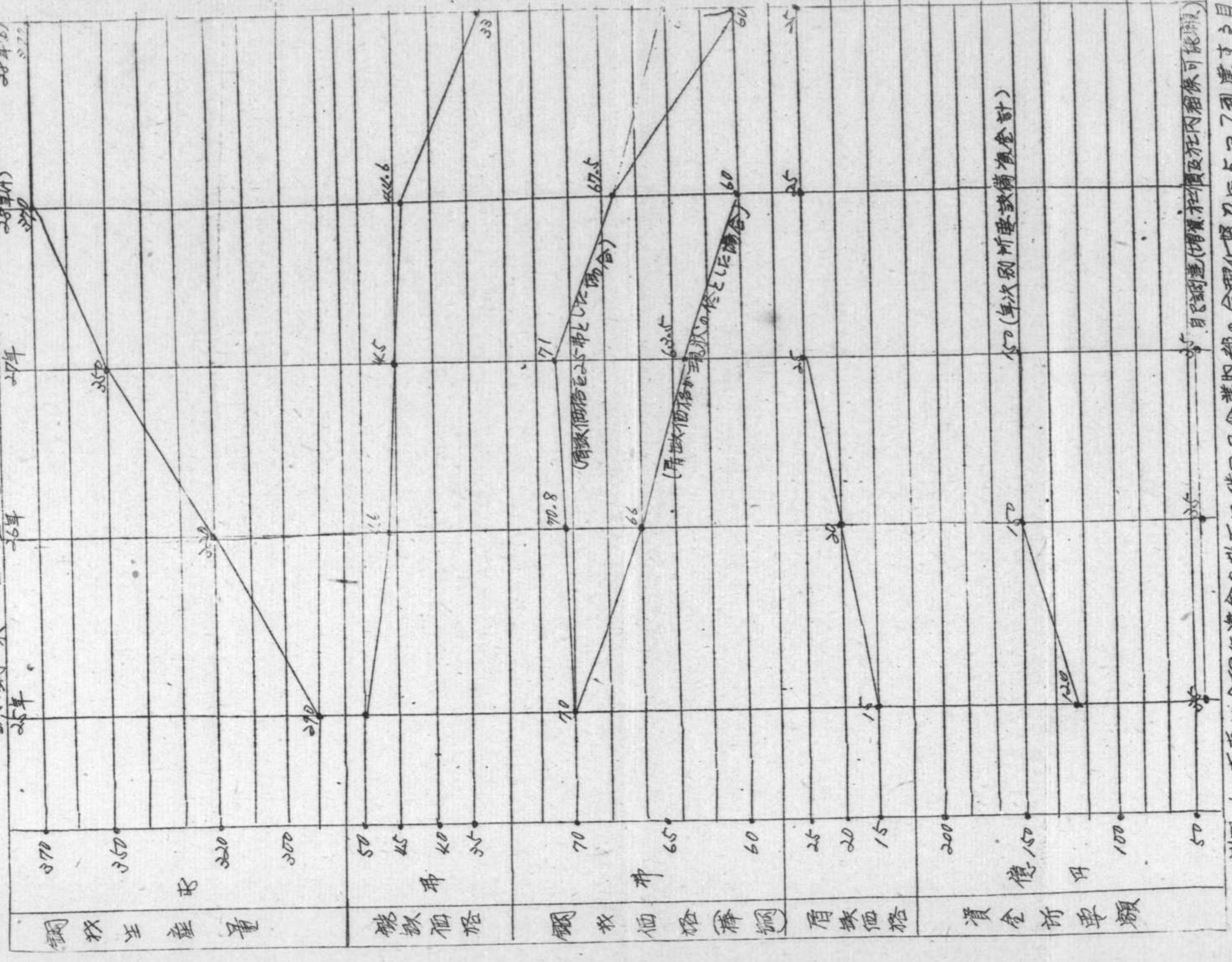
然し此の問題は以上の基本的な合理化の線と共に国際状況、経済状況の推移とも考え合せて
決定すべきものと考へ、必要がある場合に考慮することとしたのである。

以上が本要綱の概要であるが鉄鋼業及び石炭礦業の合理化が特需の増大等目前の一時的経済事
情に拘らず我が國産業全般の合理化推進の基礎であり最大の課題であること又本要綱にもられ
て居る施策事項が關係各省の充分な協力と援助を是非共必要とする次第であるので本案を正式

に閣議の決定と致し度い。

(以上)

鉄鋼業の合理化効果表



説明 1. 本表は合理化資金の投下に伴って企業内部の合理化努力によつて到達する目標である。
 2. 石炭、電気、燃料金は現況ベースの1ヶ月以内の降の1,800円とした。
 3. 鋼材の場合約減価格は長年の場合(日)は石炭価格が原料炭 3,000円若生炭炭 2,800円、石炭価格は現況の場合(日)は石炭価格が原料炭 3,000円若生炭炭 2,900円、一般炭は500程度に値下りになった場合である。

裏面白紙

(一) 石炭産業合理化三ヶ年計画による合理化効果

合理化指標	同上単位	現在(昭和二十五年一月一―二月平均)		昭和二十七年年度末		同上指数現在 1/3
		現在	昭和二十五年	昭和二十七年	昭和二十七年	
品能率	カロリ/月/人	八七五	六五二〇	一、二四四	一、〇一五	一四二・三
坑内外労働濃縮比	%	坑内	六二〇〇	六四八	一、〇一五	一〇一・五
		坑外	三八〇〇	三二二五	一、〇一五	一〇一・五
主原	木石他	〇・二六七	〇・二二〇	一、〇一五	一〇一・五	八〇・〇
要単	爆薬	六三三	五八四	一、〇一五	一〇一・五	八二・三
資材	電力	二、九六五	二、四四四	一、〇一五	一〇一・五	八二・三
出位	炭原価	三、一六六	二、五五三	一、〇一五	一〇一・五	八二・三
送炭	炭原価	三、一六六	二、五五三	一、〇一五	一〇一・五	八二・三
出炭	炭原価	一、八九八・七〇	二、三七七・八一	一、〇一五	一〇一・五	八二・三

(二) 合理化所要資金(単位百万円)

年次別	需要額	内		備考
		外部借入額	自己調達額	
昭和二十五年	一、三一八・五	一、二〇七	一、九七八	
二十六年	一、二二一・八	六八五・二	五三六・六	
二十七年	九、九八・九	五、一〇九	四、八八〇	
合計	三、五三九・二	二、三六八	一、一七二・四	

(註) 自己調達額は社内留保分、社債増資の合計である。

説明

- (1) 此の表は合理化資金(昭和二十七年迄表口)の十二社分に其の他分を併せて約四〇〇億円の確実な投入に伴つて各企業内部の合理化努力によつて到達し得る目標である。
- (2) この数字は基礎資料である大手筋十二社の平均を示すものであつて、原価算出に際しては、電力料金、資材代、賃金ベースは現状のままとし、減価償却費は資産再評価後のそれによつた。
- (3) 当該十二社は、全国総出炭量の約六三%と、全国原料炭出炭量の約九〇%、全国ガス発生炉炭出炭量の約八八%を占めているので、その実勢に徹し、十二社の合理化動向は略々石炭産業全体の動向を規定するものと考えられる。

一、鉄鋼業合理化の見透し

(1) 鉄鋼業の自立態勢の確立と鉄鋼素材及び製品の輸出採算可能とを目標とする鉄鋼業合理化計画については本審議会鉄鋼部会を中心に検討して来たのであるが、その結論として、製鉄技術の向上、老朽非能率設備の近代化、更新、作業費、管理費の極度の節約購買事務の刷新等を図る結果昭和二十八年に於いては操業度を普通鋼々材三七〇万屯として計算すると略々左の程度迄コストの引下げを行うことが出来るものと考えられる。

一、鉄 鉄	現	在	昭和二十八年度
製造総原価	一八、一〇〇円(五〇三弗)	一六、二〇〇円(四四八弗)	
コークス比	一、〇六二	〇、八九〇	
原価中作業費の低下%	一〇〇	八一	

(註) 右の昭和二十八年度価格は鉄礫石、石炭の価格、電力料金及び賃金ベースは現状のままとして計算した。

二、鋼 材	現	在	昭和二十八年
-------	---	---	--------

製造総原価(棒鋼)	二五、二三〇円(七〇弗)	二四、三〇〇円(六七五弗)
(厚板)	三三、一〇〇円(九二弗)	二七、七〇〇円(七七〇弗)
圧延歩留り(%)	七十一	七四
原価中作業費の低下(%)	一〇〇	七五五

(註) 右の昭和二十八年度価格は鉄礫石の場合の計算の前提の他に鉄礫石は本年七月以降べース一、八〇〇円(三三弗)とし屑鉄は屯、九、〇〇〇円(二五弗)として計算した。
(鉄鋼部会報告参照)

(2) 昭和二十八年に於ける右の鉄鋼価格では尙輸出採算価格(棒鋼六〇弗、及び其の前提として鉄三三弗)には相当の開きがある。そこで鉄鋼業に付ての右の合理化状態を前提として、鉄鋼コストの主要部分を占める石炭価格がどの程度である場合、鉄鋼の輸出採算が可能であるかを一応試算すると原料炭平均二、八〇〇円、発生炉炭、一般炭平均二、三〇〇円(いづれも炉前価格)となるのであるが、更に鉄鋼業の合理化の進展につれて、高エネルギー工場の操業度を高度に上昇せしめることを想定すると共に重油使用の拡大等第四項に述べる諸施策を前提として計算を試みた場合は原料炭に付ては平均三、〇〇〇円程度発生

炉炭二、九〇〇円程度一般炭二、五〇〇円程度の場合でも前記鉄鋼の輸出採算価格迄コストを合理化することが可能であると考えられる。

三、石炭礦業合理化の見透し

(1) 石炭礦業の健全経営による自立化と鉄鋼業を中心とする一般産業の高炭価問題を解決する為には石炭礦業を早急に合理化してそのコストの低減を図る必要がある。本審議会石炭部会を中心に大手筋十二社の合理化計画を基礎としその合理化の見透しに付て検討して来たのであるが、その結論として一応昭和二十七年末迄に期間を限定して坑内外施設の整備採掘作業の機械化、能率の増進等、合理化努力を行つた場合炭価は概ね次の如くなるものと予想される。

	(現在)	(昭和二十八年)	(比率)
平均出炭原価(円)	二、九六〇	二、四四〇	八二%
平均送炭原価(円)	三、一三〇	二、五五〇	八二%
品位(カロリー)	六、五二〇	六、六二〇	一〇一%
能率(屯、月一人)	八、七五	一、二、四四	一四二%
出炭量(千屯、月)	一、八九八	二、三七八	一二五%

(註) 電力料金、資材及び賃金は現状のままとして計算した。

(備考) 此の数字は基礎資料である大手筋十二社の平均であつて此の十二社合計は出炭量に於いて全国総出炭量の約六三%、原料炭に付ては全国比約九〇%発生炉炭の全國比は約八八%であり、十二社の合計出炭量中原料炭、発生炉炭の占める比率は三八%である。

右の如く送炭原価について五七〇円の引下げが見込まれてゐるが復金借入金の弁済期間の延長、借入金に付いての低金利措置、電力に関する特別措置等が講ぜられるときは送炭原価は二、三四〇円まで下り、現在に比し、七八〇円(二五%)の引下げが可能であると見込まれ、この場合には販賣間接費を加えて山元販賣価格は二、七四〇円程度になる。

尚昭和二十八年見込価格に到達する迄の段階として各年夫々一五〇円乃至二〇〇円程度宛出炭原価の引下げを目的として努力する。(石炭部会報告参照)

(2) 然し乍ら右の石炭部会報告の昭和二十八年出炭原価に付ては高能率機械を更に大巾に採用し得るとし尙鉄鋼業の場合の想定と同様優秀な炭礦の生産を重点的に更に上昇せしめると共に復金借入金に付ての特別措置等第四項に述べる諸施策を前提として計算すれば昭

昭和二十八年年度に於ける鉄鋼用原料炭の炉前価格は略々三、三〇〇円程度となる。

(但し此の場合原料炭輸送費諸掛り平均現在約八〇〇円程度のもが五〇〇円程度迄低下するものと想定する)

三、以上を綜合せる結論

(1) 以上兩産業の合理化の見透しを綜合して考えると昭和二十八年年度に於いては炭価の値下りと相俟つて鉄鋼業は略々自立態勢を築ることが出来るものと考えらる。

即ち右の兩産業の合理化に付て更に一般物価の下落傾向に加ふるに炭価の値下りによる全般的はね返りを考慮に入れると共に中国労及び北米炭等が内地炭以下の低価格で相当大量輸入使用されることを予想すると原料炭に付ては前に記した平均三、〇〇〇円中内地炭は三、二〇〇円乃至三、三〇〇円程度で採算可能となり、石炭礦業の合理化から略々到達し得る所となるのである。又発生炉炭、一般炭に付てみても別途層鉄対策の強力な推進と相俟つて低廉な撫順炭の輸入を考慮に入れるならば原料炭同様兩産業の努力によつて自立態勢価格にマツチするものと考えられるのである。

四、合理化促進に必要な施策

(1) 合理化資金の確保と其れについての低金利措置

合理化に必要な資金は兩部会の報告によれば、鉄鋼業に於いて、昭和二十七年迄に約四二〇億円(内借入希望額約三一五億円)石炭礦業に於いて昭和二十七年迄に約四〇〇億円(内借入希望額約二七〇億円)であつて、これについては低金利の特別措置を講ずると共にこの金額に付ては尙詳細検討の余地があるが、その調達に付ては重点的配慮の下にこれを確保する必要がある。

(2) 復金その他の借入金について低金利特別措置を講ずると共にその償還期限延長及び償還方法に関する特別措置

- (3) 租税、輸入税の減免及び機械化成策の確立
- (4) 外国機械、技術の輸入に付ての特別措置
- (5) 鉄鋼向石炭の鉄道運賃の割引
- (6) 他産業に重大な影響を與えない範囲に於ける基準料金による電力の割当増加
- (7) 低価格の外国原料炭、発生炉炭の必要輸入量の確保
- (8) 層鉄対策の強化と鉄鋼業に於ける重油使用量の拡大

(9) 主要工場、炭礦の合理化調査及び指導機溝の確立

五 經過的措置

右の如き諸施策によつて鉄鋼業及び石炭礦業の合理化を急速に推進するけれども、両産業が夫々目標とする自立態勢に到達する迄の期間に於いては鉄鋼価格を國際水準に据置く為に必要な限度に於いて、鉄鋼業に対し補給金を交付する措置を講ずることが必要である。